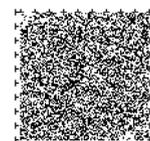
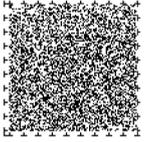

資料

-
- 資料 1 策定方針
 - 資料 2 策定体制
 - 資料 3 策定経緯
 - 資料 4 用語の解説
-





資料 1 | 策定方針

令和元年11月1日
令和2年8月4日改正
庁議

第2次幸手市都市計画マスタープラン策定基本方針

1 計画策定の趣旨

市では、平成13年3月に、「幸手市都市計画マスタープラン」（計画期間：平成13年度～平成32年度）を策定し、平成23年3月には、幸手市総合振興計画及び関連計画との整合性や社会情勢の変化等を踏まえ、見直しを実施した。

この間、「市民と進める計画的なまちづくり」、「住みやすく安心できるまちづくり」及び「人と自然にやさしい豊かなまちづくり」を理念とし、都市づくりを推進してきた。

今日、人口の急激な減少や高齢化を背景として、高齢者や子育て世代等が安心して暮らせるよう、医療、福祉、商業などの生活機能を確保したコンパクトなまちづくりなど、求められる課題も大きく変化している。

現行の「幸手市都市計画マスタープラン」は、令和2年度をもって終了するが、計画の期間を1年延長し、令和4年度以降の新たな市の都市計画に関する基本的な方針を定めるため、「第2次幸手市都市計画マスタープラン」を策定するものである。

2 計画策定の指針

- (1) 市民との協働により、まちづくりの具体性のある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき市街地像を示し、地区別の整備課題に応じた計画とする。
- (2) 市の最上位計画である「第6次幸手市総合振興計画」のほか、国・県等関連計画と整合性のある計画とする。
- (3) 現行の「幸手市都市計画マスタープラン」の成果を十分に踏まえた計画とする。

3 計画策定の期間 令和2年1月から令和4年3月までの2年3か月とする。

4 計画の期間 令和4年度から令和23年度までの20年とする。

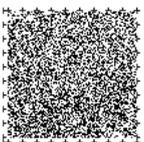
5 計画策定体制

- (1) 市民参加による市民検討会議
- (2) 職員による策定委員会及び職員検討委員会
- (3) 附属機関（都市計画審議会）
- (4) その他

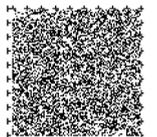
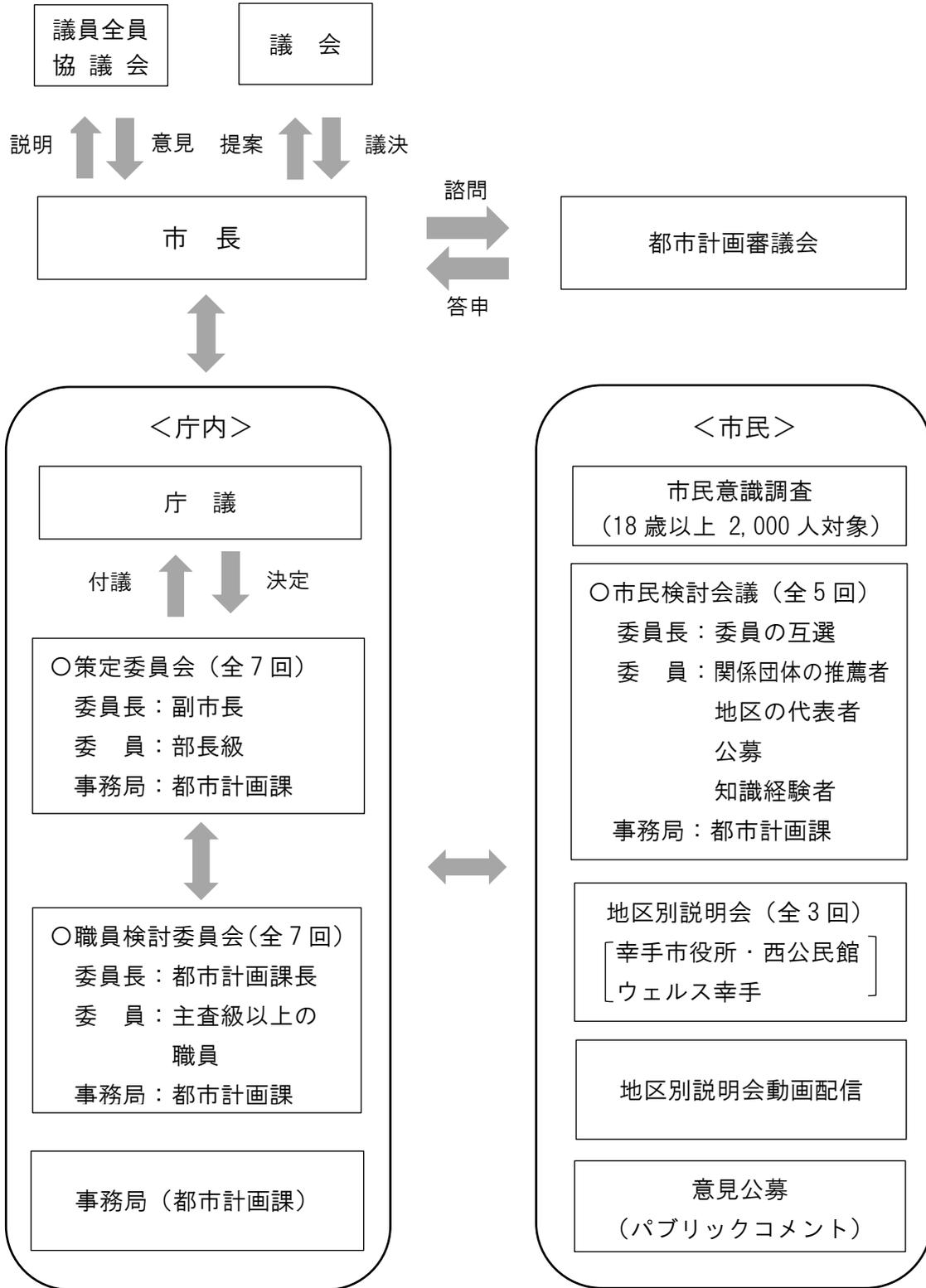
ア 地区別説明会 イ 関係各課ヒアリング ウ 素案の公表による提案・意見募集

※ その他市民参画の手法を検討

6 事務局 建設経済部都市計画課



資料 2 | 策定体制



○ 市民検討会議委員

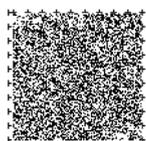
委員長	佐々木 誠	(日本工業大学教授)
副委員長	久保田 修	(さって市民環境ネット)
委員	武井 正	(幸手地方交通安全協会)
	及川 健三	(幸手市身体障害者福祉会)
	遠藤 年	(幸手市老人クラブ連合会)
	山本 晶子	(幸手子育て支援ねっとわーく)
	茂田 勝美	(埼玉みずほ農業協同組合)
	川井 淑行	(幸手市商業協同組合)
	中村 耕造	(幸手市体育協会)
	中村 孝子	(幸手市文化団体連合会)
	岸本 規生	(地区代表<中地区、東地区>)
	藤田 公雄	(地区代表<北地区、権現堂川地区>)
	手島 幸成	(地区代表<上高野地区、栄地区>)
	齋藤 好弘	(地区代表<長倉地区、行幸地区、香日向地区>)
	鈴木 九美男	(地区代表<吉田地区、八代地区>)
	大竹 臣哉	(公募)
	小泉 圭司	(公募)
	田中 吉雄	(公募)
	安田 健一	(公募)

○ 策定委員会委員

委員長	副市長
副委員長	建設経済部長
委員	総合政策部長 総務部長 市民生活部長 健康福祉部長 水道部長 議会事務局長 教育部長

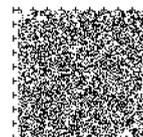
○ 職員検討委員会委員

委員長	都市計画課長				
副委員長	道路河川課長				
委員	政策課	財政課	施設整備課	契約管財課	市民協働課
主席主幹	危機管理防災課	環境課	社会福祉課	介護福祉課	こども支援課
主幹	健康増進課	建築指導課	農業振興課	商工観光課	まちづくり事業課
主査	水道管理課	下水道課	総務課	社会教育課	

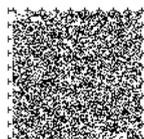


資料3 | 策定経緯

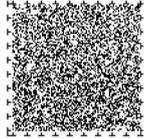
年 月 日		内 容	
令和元年度	令和元（2019）年 11月 1日	庁議	◆第2次幸手市都市計画マスタープラン策定基本方針の決定
	令和2（2020）年 4月 1日 ～ 4月24日	市民意識調査	◆無作為に抽出した18歳以上の幸手市民2,000人を対象
令和2年度	5月25日	第1回職員検討委員会 （書面開催）	◆第2次幸手市都市計画マスタープランの策定について ◆施策評価シート及び新規施策シートについて
	6月25日	第1回策定委員会	◆第2次幸手市都市計画マスタープランの策定について ◆市民意識調査結果について
	7月 8日	第2回策定委員会	◆第2次幸手市都市計画マスタープラン策定基本方針の改正について
	8月 4日	庁議	◆第2次幸手市都市計画マスタープラン策定基本方針の改正の決定
	8月 7日	第1回市民検討会議	◆第2次幸手市都市計画マスタープランの概要について ◆市民検討会議の役割について
	8月25日	議員全員協議会	◆幸手市都市計画マスタープランの目標年次延長及び第2次幸手市都市計画マスタープランの策定期間延長の報告
	9月 7日	第2回職員検討委員会	◆市民意識調査結果、施策評価シート集計結果、現況整理について
	9月28日	令和2年第3回市議会議定例会	◆議案第61号「幸手市都市計画マスタープランの一部改定について」議決
	11月18日	第3回職員検討委員会	◆地区区分の設定、課題の整理、まちづくりの目標について
	12月 4日	第3回策定委員会	◆課題の整理、まちづくりの目標について
	12月21日	第2回市民検討会議	◆地区別構想における地区区分について
	令和3（2021）年 2月26日	第4回職員検討委員会 （書面開催）	◆記載内容の再編について ◆全体構想（案）について
	3月17日	第4回策定委員会	
3月29日	第3回市民検討会議		



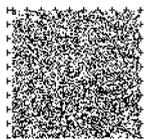
年 月 日		内 容	
令和3年度	令和3（2021）年 4月13日	第5回職員検討委員会	◆全体構想（案）について ◆地区別構想（案）について
	4月26日	第5回策定委員会	◆第2次幸手市都市計画マスタープラン（中間案）について
	5月13日	第4回市民検討会議	
	6月13日	地区別説明会（中央地区） （幸手市役所）	
	6月20日	地区別説明会（西地区） （西公民館）	
		地区別説明会（東地区） （ウェルス幸手）	
	6月29日 ～ 7月27日	地区別説明会動画配信	
	6月30日	第6回職員検討委員会 （書面開催）	
	7月16日	第6回策定委員会	
	7月27日	第5回市民検討会議	
	8月 2日	庁議	◆第2次幸手市都市計画マスタープラン（素案）の決定
	8月 5日	第20回都市計画審議会	◆第2次幸手市都市計画マスタープラン（素案）の報告
	8月25日	議員全員協議会	
	8月26日 ～ 9月25日	意見公募 （パブリックコメント）	◆第2次幸手市都市計画マスタープラン（素案）について
	9月30日	第7回職員検討委員会 （書面開催）	◆第2次幸手市都市計画マスタープラン（案）について
	10月18日	第7回策定委員会	
	10月26日	第21回都市計画審議会	◆第2次幸手市都市計画マスタープラン（案）の諮問
	10月27日	都市計画審議会	◆第2次幸手市都市計画マスタープラン（案）の答申
	11月 1日	庁議	◆第2次幸手市都市計画マスタープラン（案）の決定
	12月21日	令和3年第4回市議会 定例会	◆議案第83号「第2次幸手市都市計画マスタープランについて」 議決
令和4（2022）年 3月	◆第2次幸手市都市計画マスタープランの策定・公表		

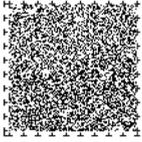


資料4 | 用語の解説



【ア行】	
一級河川	河川法第4条第1項の規定により、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系であり、政令で指定したものに係る河川で国土交通大臣が指定した河川のことです。
液状化	ゆるく堆積した砂の地盤に強い地震動が加わり、地層自体が液体状になる現象のことです。
SNS (エス・エヌ・エス)	「Social Networking Service」の略称で、インターネットを介して社会的なつながりを構築できるWebサービスの総称のことです。
NPO (エヌ・ピー・オー)	「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称です。したがって、収益を目的とする事業を行うこと自体は認められますが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てることとなります。
沿道サービス機能	道路の円滑な交通を確保するために適切な位置に設けられる道路管理施設、休憩所又は給油所等の施設のことです。
【カ行】	
街区・近隣公園	街区公園はもっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園のことであり、近隣公園は主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園のことです。
開発許可制度	都市計画で定められるいわゆる線引き制度の実効を確保するとともに、一定の土地の造成に対するチェックを行うことにより、新たに開発される市街地の環境の保全、災害の防止、利便の増進を図るために設けられた都市計画法上の制度のことです。
核家族	夫婦のみの家族か、親と子どもの家族のことです。
合併処理浄化槽	トイレの汚水だけでなく、台所、お風呂等の生活雑排水も一緒に処理し、微生物などの力で、一定水準まで水質を向上させる浄化槽のことです。
狭あい道路	幅員4.0m未満1.8m以上の建築基準法第42条第2項道路のことです。
建築協定	建築基準法で定められた基準に上乗せする形で、地域の特性等に基づく一定の制限を地域住民などが合意に基づき、自ら設けることのできる制度のことです。
公共交通空白地域	鉄道駅やバス停が一定の距離の範囲内にはない地域のことです。





【サ行】

埼玉県福祉のまちづくり条例

高齢者、障がい者等が円滑に利用できる生活関連施設の整備の促進、その他の福祉のまちづくりに関する施策を推進することにより、すべての県民が安心して生活し、かつ、等しく社会参加することができる豊かで住みよい地域社会の実現に寄与することを目的に制定された条例のことです。

幸手 I C

首都圏中央連絡自動車道（圏央道）幸手インターチェンジの略称です。

幸手市開発行為等指導要綱

無秩序な開発行為等を防止し、良好な市街地の形成と調和のとれた土地利用を図るため、開発行為等を行う事業者に対して一定の基準に従い公共施設及び公益施設の整備等に関する協力を要請することにより、より豊かで快適な個性のある地域社会と環境を創造することを目的とする要綱です。

幸手市公園施設長寿命化計画

公園の施設や遊具を安全かつ長期的に利用できるように、計画的な維持管理の方針を定めたものであり、施設や遊具の入替えの予定時期や延命対策を、平成27年度から10年間、最も安価なコストで実施できるよう立案した計画のことです。

幸手市公共施設等総合管理計画

縦割りにより各部署で管理していた公共施設を一元的に把握して将来の費用負担を推計し、その上で、老朽化した施設の統廃合や余剰施設の複合的な活用などを行い、一定の行政サービスを維持しつつ、長期的な財政支出の削減を図る計画のことです。

幸手市総合振興計画

幸手市の最上位計画であり、市の特性や課題、社会情勢などを見極めながら戦略的な市政運営を行うためのまちづくりの基本指針です。

幸手市地域防災計画

幸手市の地域に係わる災害に関し、本市及び防災関係機関がその全機能を有効に発揮し、市民等の協力の基に、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の災害対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とした計画のことです。

幸手都市計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

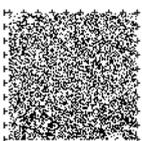
都市計画法第6条の2に基づき、都市計画の適切な運用を図るため、総合計画に即して広域的、根幹的な視点から今後の都市や市街地像を展望し、県が定める幸手都市計画区域（幸手市、杉戸町、宮代町）の都市計画の方針です。

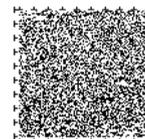
市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域のことです。具体的には、既に市街地を形成している区域、及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいいます。

市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域のことです。

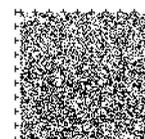


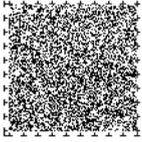


指定水路	市内の水路のうち、道路等予定地として、水路の中心線から3mの位置まで用地を後退し、遊歩道を整備する水路のことです。
準用河川	一級河川や都道府県知事が指定する二級河川以外の河川の中から、市町村長が管理する河川のことです。河川法の二級河川に関する一定の規定が準用されます。
親水公園	河川、用水路等の水辺に親しむために設置された公園のことです。
生産緑地制度	市街化区域内にある農地等について、その農業生産活動に裏付けられた緑地機能に着目し、公害や災害の防止、都市環境の保全等に役立つ農地等を計画的に保全し、農林漁業と調和のとれたうまいのある都市環境の形成を図るために創出された制度のことです。

【夕行】

地域包括支援センター	高齢者をはじめとする地域住民の心身の健康の維持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のため、必要な支援を包括的に担う地域の中核機関のことです。
地区計画	都市計画法に基づくもので、住民の合意に基づいてそれぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導する計画のことです。
低床バス	高齢者や身体障がい者等が乗りやすく、床の高さを低くしたバスのことです。
都市基盤	道路・公園・下水道・上水道・ガス施設等、都市における住民生活の基盤となる施設のことです。
都市計画運用指針	今後、都市政策を進めていくうえで都市計画制度をどのように運用していくことが望ましいか等についての原則的な考え方を示した、国土交通省が定める指針のことです。
都市計画区域	都市計画を策定する場であり、都市の実態や将来の計画を勘案して、一体の都市地域となるべき区域を県が指定するものです。
都市計画道路	都市にとって重要な路線で、都市計画法に基づき位置づけられ、計画的に整備を図る道路のことです。
都市計画法	都市を単位とした都市計画の内容、手続、効果等を規定したものです。
都市公園	都市住民のレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流空間等多様な機能を有する都市の根幹的な施設です。





土地区画整理事業

都市計画区域内の市街地を面的に整備する代表的な市街地開発事業をいいます。土地所有者等から土地の一部を提供してもらい、それを道路、公園等の新たな公共用地として活用し、整然とした市街地を整備することによって、居住環境を向上させるとともに、宅地を整形化して利用増進させます。

【ナ行】

内水対策

河川の水位の上昇や流域内の多量の降雨等により、河川外における住宅地等の排水が困難となり生じる浸水（内水氾濫）に対する対策のことです。

農業集落排水

農業振興地域における農業用排水の水質保全、機能維持を図ることを目的として、同地域内の集落について実施する汚水処理事業をいいます。

農業集落排水施設

農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理する施設のことです。

農業振興地域

農業振興地域の整備に関する法律（農振法）に基づき、農業地域の保全、形成や農業振興施策の計画的な推進を図るため、都道府県知事が指定する区域をいいます。農業振興地域は市街化区域には指定できません。

農振農用地

農業振興地域の整備に関する法律（農振法）に基づく、農業の振興を図るため優良農地として守る必要のある農地のことで、農業振興地域内において農用地として指定された農地のことです。

【ハ行】

バリアフリー

高齢者や障がい者等が日常生活を送る上でバリア（障壁）となっているものを取り除くことで、生活しやすい社会をつくるという考え方です。

ファミリー・サポート・センター

「子育ての手助けを受けたい人」と「子育ての手助けができる人」が会員となり、子育てを地域で支え合う会員組織のことです。

福祉避難所

高齢者や障がい者等、一般の避難所での生活に支障をきたす人（避難所生活において特別な配慮が必要な人）が利用するための避難所のことです。

普通河川

一級河川、二級河川、準用河川以外の河川法に基づく指定を受けない小河川のことです。

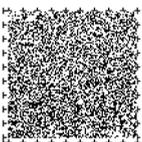
ポテンシャル

可能性、潜在性、潜在能力の意味です。

【マ行】

面的整備

道路の整備を表す線的整備に対する言葉で、一定面積の土地を土地区画整理事業や民間開発等により道路・公園・宅地を一体的に整備することです。



【ヤ行】

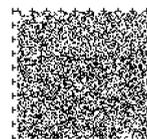
用途地域

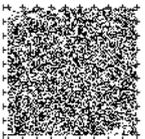
都市において、住居、商業、工業等種類の異なる土地利用が混在すると、お互いに生活環境や業務の利便に支障を来たします。そこで、それぞれの土地利用に合った環境を保ち、効率的な活動を行うことができるよう、都市を13種類に区分し、それぞれの地域にふさわしい建物の用途や形態（容積率、建ぺい率等）を定めるものです。

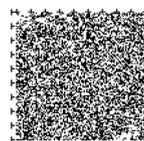
【ウ行】

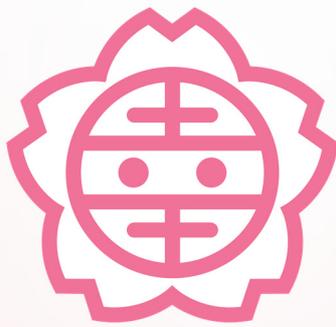
緑化協定

緑豊かな潤いのある居住環境の形成のために、住民が一定のルールを定めて緑化を進めていくために結ぶ協定のことです。









第2次幸手市都市計画マスタープラン
令和4年3月

編集：幸手市 建設経済部 都市計画課
TEL：0480(43)1111（代表）
Email：toshikeikaku@city.satte.lg.jp

